

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性のみなさん

風しん抗体検査・予防接種を受けましょう

問 住民福祉課 保健予防係(保健センター) ☎62-9134

近年、日本では風しんの患者数が増加しています。公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、抗体保有率が他の世代に比べて低くなっているため、定期予防接種の対象者となっています。

該当する方は医療機関に予約し、抗体検査・予防接種を受けてください。職場の健診で検査できる場合もありますので担当者へご確認ください。

昭和37年4月2日から昭和47年4月1日の間に生まれた男性を対象に、クーポン券をお届けします。

対象者は、お届けするクーポン券(有効期限：令和3年3月)を利用して、まず抗体検査を受けていただき、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は定期接種の対象となります。

～抗体検査・予防接種までの流れ～

町からクーポン券を送付します

抗体検査を実施 (クーポン券、本人確認書類が必要です)

抗体検査の結果が届きます
(※医療機関に結果を受け取りに行くこともあります)

抗体なし

- ・風しんへの抵抗力がありません。
- ・風しんにかかるリスクがあります。

抗体あり

- ・風しんへの抵抗力があります。
- ・定期の予防接種の対象となりません。

予防接種を受けましょう

(クーポン券、本人確認書類、抗体検査結果通知が必要です)

★抗体検査・予防接種を受けられる医療機関等のリストや、風しんの追加的対策の詳しい情報については、厚生労働省のホームページ (<https://www.mhlw.go.jp>) をご覧ください。

令和元年度受診勧奨対象者のクーポン券の有効期限が、1年間延長されました

令和元年度受診勧奨対象者(昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれ男性)にお届けしたクーポン券の有効期限は令和2年3月までとなっていますが、令和3年3月まで延長されました。

5月ころ送付予定の有効期限延長をお知らせする「ハガキ」と、お手持ちのクーポン券を医療機関へ持参し、受診してください。

紛失した場合には、再発行しますのでお問い合わせください。



医療機関や健診会場の窓口でクーポン券を提示すれば、風しんの抗体検査や予防接種を受けられます。

※町の特定健診では、検査や予防接種は受けられません。

★ 抗体検査は、

- ① 事業所健診の際に、その場で受診できます。
※勤務先の企業(事業所健診の方)にお問い合わせください。
- ② 本事業に参加している全国の医療機関等で受けられます。

★ 予防接種は、本事業に参加している全国の医療機関等で受けられます。

※当日の体調や基礎疾患等で受けられない可能性があります。また接種後、副反応が発生するおそれもありますので、必ず医師と相談してください。

1回の予防接種で「風しん」を約95%予防できます

2019年に送りしたクーポン券(冊子)は、有効期限が1年間延長されました

お手持ちの「風しん」抗体検査・予防接種のクーポン券は、2021年3月まで使えます。

これから生まれる赤ちゃんを社会全体で守るため、ぜひ、この機会に抗体検査を受けましょう!

有効期限が2020年3月と表示されていても、2021年3月まで使えます。

- ・クーポンは、全国多くの医療機関で使えます。また、健診センターや人口トクク地区保健センターでも、詳しくは、お問い合わせください。
- ・2019年に抗体検査や予防接種を受けた方は、再受診する必要はありません。
- ・このクーポンの発送と併せて、抗体検査や予防接種を受け、他には、行方不明ですので、ご了承ください。
- ・他のクーポンに交付された方は、郵送での再発行、再発行を申請してください。
- ・クーポンを紛失された方は、再発行できません。詳細は、届出に記載の(問)へお問い合わせください。

風しん対策の詳しい情報は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

風しん対策 投資 厚生労働省